

前橋市市制施行 130 周年記念 第 12 回 まえばし赤城山ヒルクライム大会  
《報道（写真・映像撮影）要項》

まえばし赤城山ヒルクライム大会実行委員会  
会長 山本 龍

第 12 回まえばし赤城山ヒルクライム大会会場における報道目的での写真・映像撮影や記録・販売目的の写真・映像撮影についてはこの要項による。

### 1. 目的

本要項は、まえばし赤城山ヒルクライム大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が主催する第 12 回まえばし赤城山ヒルクライム大会（以下「本大会」という。）において、競技や大会運営に支障のないように報道目的および記録目的で写真・映像を撮影する者（以下、「撮影者」という。）に対して必要な便宜を与えることを目的とする。

### 2. 写真・映像撮影許可申請

本大会にて、写真および映像を撮影する者は、実行委員会の許可を得なくてはならない。

写真、映像撮影希望者は下記期日までに「写真・映像撮影許可申請書（様式第 1 号）」に必要事項を記入の上、大会事務局へお申し込み下さい。（「持参」・「郵送」） ※FAX 不可

ただし、実行委員会が特に必要と認めた者に関してはこの限りではない。

申込期日：令和 4 年 5 月 19 日（水）～ 8 月 12 日（金）

なお、JBCF 競技を撮影する場合は、一般社団法人全日本実業団競技連盟へお問い合わせください。

JBCF ホームページ：<https://www.jbcf.or.jp/> / <https://www.jbcfroad.jp/>

E-mail：info@jbcf.or.jp

TEL：03-5475-8781 FAX：03-5475-8740

### 3. 写真・映像撮影許可書の交付

実行委員会は、下記基準を考慮し申請内容を審査。適当であると認めた者について「写真・映像撮影許可書（様式第 2 号）」を交付するものとする。

#### 【撮影者選定基準】

- ① 「報道機関であるか否か」
- ② 「過去のスポーツ競技での撮影実績」
- ③ 「その他、実行委員会との関係」

### 4. 経費負担

写真・映像撮影に要する一切の経費は、撮影者の負担とする。

### 5. 写真・映像撮影場所

写真・映像撮影場所は、別に定めるものとする。

### 6. 会場内の移動

撮影者は、ヒルクライム大会に関し、下記方法手段で会場内の移動をすることができる。

但し、競技区域内を通る場合、競技の妨げにならないよう安全に配慮し、徒歩にて移動すること。

- ① 「自家用車」 ※以下「自動車」という。
- ② 「バイク・自転車等」 ※以下「バイク等」という。

■自動車・バイク・自転車等での移動

「写真・映像撮影許可書（様式第2号）」を受けた場合に限り、以下の車両駐車場所に駐車することができます。

但し、大会スタッフの求めがあった場合、駐車場所を変更しなくてはなりません。

車両駐車場所	車両駐車場所	備考
1 前橋合同庁舎 (スタート会場)	自動車 : 大会事務局の指定する場所 バイク等 : 競技に支障のない場所	入庫 5 : 00 まで 出庫 12 : 00 から
2 赤城大鳥居	自動車 : 大会事務局の指定する場所 バイク等 : 競技に支障のない場所	入庫 6 : 30 まで 出庫 11 : 30 から
3 畜産試験場交差点	自動車 : 大会事務局の指定する場所 バイク等 : 競技に支障のない場所	入庫 6 : 30 まで 出庫 11 : 30 から
4 赤城県道旧料金所	自動車 : 大会事務局の指定する場所 バイク等 : 競技に支障のない場所	入庫 6 : 45 まで 出庫 11 : 30 から
5 姫百合駐車場	自動車 : 大会事務局の指定する場所 バイク等 : 競技に支障のない場所	入庫 6 : 45 まで 出庫 11 : 30 から
6 一杯清水バス停	自動車 : 駐車不可 バイク等 : 競技に支障のない場所	入庫 6 : 45 まで 出庫 11 : 30 から
7 63 カーブ	自動車 : 駐車不可 バイク等 : 競技に支障のない場所	入庫 6 : 45 まで 出庫 11 : 30 から
8 赤城山総合観光案内所 (ゴール会場)	自動車 : 大会事務局の指定する場所 バイク等 : 競技に支障のない場所	入庫 6 : 45 まで 出庫 11 : 30 から

※バイク等は、競技区域内への駐車は出来ません。

※撮影者は、必ず「写真・映像撮影許可書（様式第2号）」をフロントガラス右側に掲示してください。

なお、出庫時間については、変更になる場合がありますので、大会スタッフの指示に従ってください。

※「1社1台」の駐車券発行となります。複数台駐車は、ご遠慮下さい。

## 7. 遵守事項

撮影者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 撮影場所は、大会事務局で指定する場所とする。
- (2) 競技者の撮影に際しては、競技を妨げないこと。
- (3) 競技区域内の移動は、徒歩とすること。なお、競技者の安全に十分配慮し移動すること。
- (4) 肖像権及び個人情報については、十分留意すること。
- (5) 撮影に関しては、報道用 ID 及び大会事務局が配布するビブス等を着用すること。
- (6) 大会運営に支障の無いようにすること。
- (7) 販売に関しては、事前に大会事務局に販売価格を明示し、許可を得ること。
- (8) 撮影助手がいる場合は、許可申請者と併に行動すること。(同行者単独での行動禁止)
- (9) 写真・映像資料等の提供について、大会終了後10日以内に指定の記録写真データを提供すること。(スタートゲート付近・競技写真・ゴールゲート付近・表彰式・会場風景等 各2点 計10点)

## 8. 禁止事項

撮影においては、次の事項を禁止する。

- (1) 撮影の権利を第三者に譲渡し、転貸し又は、業務を委託すること。

## 9. 許可の取り消し

大会事務局は、次の各号の1つに該当する場合は、許可を取り消すものとする。

- (1) 関係法令並びに、本要項等に違反をしたとき。
- (2) その他、大会事務局が不相当と認めたとき。

## 10. 損害賠償

撮影者が施設及び第三者に損害を与えた時には、撮影者が一切の責任を負うものとする。

## 11. その他

「写真・映像撮影許可書（様式第2号）」は撮影当日、必ずご持参してください。

### 【事務取扱】

〒371-0051

群馬県前橋市上細井町2192番地（市民プール内）

まえばし赤城山ヒルクライム大会実行委員会事務局

（前橋市まちづくり公社 スポーツ健康部 スポーツ振興課内）

TEL:027-289-4764 ・ FAX:027-289-4765

大会公式ホームページ <http://www.akg-hc.jp/>